

# 平成27年度 大東市教育委員会 6月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

平成27年6月15日（月） 午後 3時00分～午後 4時00分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（4名）

- |       |        |
|-------|--------|
| ・教育長  | 亀岡 治義  |
| ・教育委員 | 小南 市雄  |
| ・教育委員 | 花田 真理子 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |

## 4. 出席説明員（15名）

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長     | 品川 知寛 |
| ・ 学校教育部指導監               | 松下 佳司 |
| ・ 生涯学習部長                 | 南田 隆司 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼生涯学習課長       | 伊藤 晴人 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長           | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長           | 澤邊 正人 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長参事         | 伊東 敬太 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長参事兼教育研究所所長 | 宮田 典子 |
| ・ 学校管理課長                 | 辻本 雄大 |
| ・ 生涯学習部スポーツ振興課長          | 前田 長昭 |
| ・ 生涯学習課参事                | 黒田 淳  |
| ・ 野崎青少年教育センター所長          | 向井 孝志 |
| ・ 北条青少年教育センター所長          | 末松 良三 |
| ・ 学校教育部教育政策室上席主査         | 米坂 知洋 |
| ・ 学校教育部教育政策室             | 白井 里奈 |

## 5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第17号  
大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正  
する規則について
- 日 程 第 3 一般業務報告

## 6. 議案書

教委議案第17号

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり  
制定する。

平成27年6月15日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立総合文化センターのレストラン使用に関する試行をすることに伴い、  
所要の改正を行うため。

## 大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年 6 月16日  
教委規則第16号

大東市立総合文化センター条例施行規則（平成18年教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（レストランにおける使用の試行）

- 6 平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間、レストランについては、飲食物を提供する会合等を行うために使用することができるものとする。この場合において、レストランを使用する者は、1時間あたり900円の実費を負担しなければならない。

付 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

大東市立総合文化センター条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第25条から第32条までの規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>(条例の施行期日)</p> <p>2 条例付則ただし書の規則で定める日は、平成18年10月1日とする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の大東市立総合文化センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の大東市立総合文化センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>4 旧規則の規定により作成した用紙は、新規則の規定により作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>(多目的小ホールにおける特別使用の試行)</p> <p>5 平成25年5月1日から平成26年9月30日までの間、多目的小ホールの使用について、次の各号のいずれにも該当するときは、第2条第2項の規定にかかわらず使用に係る申請を行うことができる。この場合において、委員会は、第8条第1項の規定にかかわらず条例第14条ただし書の規定により、既納使用料（条例別表に規定する使用料に限る。）の5割を還付することができる。</p> <p>(1) 使用日の2か月前において他に使用の申請がないとき。</p> <p>(2) 照明、冷暖房等の最低限の設備の使用で、付属設備等の使用に係る維持管理のための人手を要さないとき。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第25条から第32条までの規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>(条例の施行期日)</p> <p>2 条例付則ただし書の規則で定める日は、平成18年10月1日とする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の大東市立総合文化センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の大東市立総合文化センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>4 旧規則の規定により作成した用紙は、新規則の規定により作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>(多目的小ホールにおける特別使用の試行)</p> <p>5 平成25年5月1日から平成26年9月30日までの間、多目的小ホールの使用について、次の各号のいずれにも該当するときは、第2条第2項の規定にかかわらず使用に係る申請を行うことができる。この場合において、委員会は、第8条第1項の規定にかかわらず条例第14条ただし書の規定により、既納使用料（条例別表に規定する使用料に限る。）の5割を還付することができる。</p> <p>(1) 使用日の2か月前において他に使用の申請がないとき。</p> <p>(2) 照明、冷暖房等の最低限の設備の使用で、付属設備等の使用に係る維持管理のための人手を要さないとき。</p>

(3) 練習その他観客の入らない使用であるとき。

(レストランにおける使用の試行)

6 平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間、レストランについては、飲食物を提供する会合等を行うために使用することができるものとする。  
この場合において、レストランを使用する者は、1時間あたり900円の実費を負担しなければならない。

(3) 練習その他観客の入らない使用であるとき。

## 7. 一般業務報告

1. 平成28年度使用中学校教科用図書採択関係日程について
2. 住道北小学校通用門前信号機移設について
3. 平成26年度生涯学習部事業報告および平成27年度生涯学習部事業計画について
4. 教育大綱素案策定の進捗状況について

## 8. 会議録

亀岡教育長

それでは、6月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしくお願いいたします。

品川部長

本日の出席者は教育長ならびに教育委員3名、合計4名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事日程に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりしくお願いいたします。

次に日程第2 教委議案第17号「大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

伊藤総括次長

教委議案第17号「大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明いたします。

この改正規則はレストランにおける使用の試行を規則に加えるもので、平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間、レストランについて使用料として1時間900円で飲食物を提供する会合等で使用できるようにする改正を行うものです。

これはレストランを営業していたグリル大東が平成27年3月末で撤退したことにより、レストランを営業する後継者を探していましたが、平日の利用者が極端に少なく、営業に当たって初期投資を業者が負担することや目的外使用料の負担を考えると採算が合わないという理由から事業者が見つからない状況が続いておりました。

一方、利用者からは、レストランの撤退により不便になったとの意見が強く、なんらかの対応が必要となっていました。

これらの状況に対応するため、今年度末までレストランで使用していたスペースを主に平日は貸室として、イベント時にはコーヒーやパンなどを有償で提供できるような試行運用を行い、来年度から

亀岡教育長

の本格実施を目指し、検討してまいります。

花田委員

なお、規則の施行日は平成27年7月1日からとしております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

ただいまの案件について、ご意見、ご質問はございますか。

南田部長

条例施行規則の一部を改正する規則となっておりますが、これは条例施行規則の改正ではいけないのでしょうか。

法制執務上、改正をするときは、一部改正規則というものを作って、それを溶け込ませる形で改正するという形で運用されていますので、それに見合った形で改正文を作っております。

小南委員

飲食物を提供する会合以外は利用できないのですか。

伊藤総括次長

会議だけでも利用できます。

小南委員

複数団体による使用も可能ですか。

伊藤総括次長

中身によるかと思えます。間仕切り等がございませんので、会話の内容によっては難しいかと思えます。

小南委員

利用者の希望次第ということですか。

伊藤総括次長

複合組織で行事を行う場合などは、可能かと思えます。概要の違う話を同じ部屋で何箇所かでするとなりますと、テーブルも固定のものがありますので難しいかとは思えます。

亀岡教育長

指定管理の中で運用するのですか。

南田部長

この試行につきましては、指定管理者あるいは指定管理者が下請けに出したところだと考えております。

亀岡教育長

3月31日までの間ということですので、この試行期間によって状況は変わるかもしれませんが、この後は、事務局としてはどのような方向を考えていますか。

南田部長

とりあえずこの方向で試行をしてみまして、この方法がうまくいけばそのまま条例化をして、正式な施設の使い方にしていきたいと考えます。これがうまくいかなかった場合は、試行を一旦見送って別のやり方を考えますが、その時には行政財産の目的外使用料など

を考えながら、新しく業者を募集するかもしれませんが、募集の仕方も様々な工夫をしなければなかなか集まらないので、その時にまた考えていかないといけないと思います。とにかく今回の試行でやってみて、どういう形になるかという状況を把握したうえで対応していきたいと考えております。

亀岡教育長

厨房施設がありますが、場合によっては、例えば厨房施設も改装してしまって貸室にするというところまで考えていますか。

南田部長

たしかに厨房のスペースはありますが、設備そのものはあるわけではないので、改めて厨房の機能をもたせようと思えば必要な設備を作らないといけない。そうではなく貸室にしようということでしたら、部屋の改装をして、一体的な部屋としないといけない。これも今後の試行の状況を見て考えたいと思っております。

亀岡教育長

それでは、ただいまの案件につきまして、ご承認される委員のみなさま挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

挙手全員により、本議案は可決いたしました。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①平成28年度使用中学校教科用図書採択関係日程について

⇒中学校教科用図書採択に係る今後の日程についての報告。

最終7月の定例会において採択決定を行う予定。

②住道北小学校通用門前信号機移設について

⇒児童の通学時の安全確保のために本年3月に設置したが、東側（JA側）の設置場所について、移設要望が出された。これを受け、協議、調整を行い、信号機移設工事を施工し、無事終了した。

③平成26年度生涯学習部事業報告および平成27年度生涯学習部事業計画について

⇒平成26年度における生涯学習部事業の実績と平成27年度の事業計画についての報告。

④教育大綱素案策定の進捗状況について

⇒第1回総合教育会議での意見を踏まえた教育大綱の方向性や進捗状況、今後のスケジュールの報告。8月末から9月初旬には、第2回総合教育会議を開催し、素案についての決定を行う。年内には大綱決定というスケジュールで進めていく予定。

以上

平成27年6月15日

亀岡教育長

田中委員